**令和４年１０月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検  結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定生活介護事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定生活介護を提供しているか。 | 法第43条  平18厚令171  第3条第1項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | →個別支援計画は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に努めているか。 | 平18厚令171  第3条第2項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | →身体拘束の禁止は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | 平18厚令171  第3条第3項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類 | 虐待研修実施  　　　　　　 有・無  →一般研修は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。  ◎障害者総合支援法施行規則第2条の4  　法第5条第6項に規定する厚生労働省令で定める障害者は、次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。  ◎障害者総合支援法施行規則第2条の5  法第5条第7項に規定する厚生労働省令で定める施設は、障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。 | 平18厚令171  第77条  平18厚令19  第2条の4 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 第２　人員に関する基準  １　指定生活介護事業所の従業者の員数  （１）医師 | 指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。  　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。  ◎解釈通知第５の１  （１）医師（基準第78 条第１項第１号）  日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、指定生活介護の利用者の障害の特性等に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。また、指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとする。 | 法第43条第1項  平18厚令171  第78条第1項  平18厚令171  第78条第1項  第1号 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 医師氏名  勤務状況 | 適  否  該当なし |
| （２）看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 | ①　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。  ア　平均障害支援区分が4未満　利用者の数を6で除した数以上  イ　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数以上  ウ　平均障害支援区分が5以上　利用者の数を3で除した数以上  ◎解釈通知第５の１  （２）看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員  （基準第78 条第１項第２号）  これらの従業者については、指定生活介護の単位ごとに、前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定される平均障害支援区分に応じて、常勤換算方法により必要数を配置するものであること。  なお、平均障害支援区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22 条第１項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成18年９月30 日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22 年法律第71号）による改正前の児童福祉法第42 条に規定する知的障害児施設、同法第43 条の３に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の４に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18 年９月30 日において現に同法第７条第６項及び旧身体障害者福祉法第18 条第２項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、指定生活介護の対象に該当しないものは除かれる（第553号告示参照）。  （算式）  ｛（２×区分２に該当する利用者の数）＋（３×区分３に該当する利用者の数）＋（４×区分４に該当する利用者の数）＋（５×区分５に該当する利用者の数）＋（６×区分６に該当する利用者の数）｝／総利用者数  なお、平均障害支援区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第２位以下を四捨五入することとする。  また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて、最低１人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、１人以上は常勤でなければならない。  ◎解釈通知第５の１  （５）指定生活介護の単位（基準第78 条第３項）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第４の１の（５）を参照されたい。なお、指定生活介護事業所において、複数の指定生活介護の単位を設置する場合にあっては、それぞれの単位ごとに平均障害支援区分を算定し、これに応じた従業者をそれぞれ必要数を配置する必要があること。 | 平18厚令171  第78条第1項  第2号イ  平18厚令171  第78条第3項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | ①前年度平均利用者数  　人  ②平均障害支援区分  ③必要人数  　人  ◆職員配置(常勤換算)  　人 | 適  否  該当なし |
|  | ②　看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。  ◎障害福祉サービスに係るＱ＆Ａ（指定基準・報酬関係）  （ＶＯＬ.１）（H19.6.29）  問１　生活介護における看護職員については、単位ごとに、「１以上」配置しなければならないこととされているが、これは常勤換算方法により１人を配置すべきものと解して良いか。  （答）  生活介護における看護職員を含め、人員基準上、単に「１以上」配置すべきこととしている場合については、常勤換算方法により１人を配置すべきことを求めるものではなく、また、必ずしも常時（毎日）の配置を求めるものではない。  ただし、各事業所（施設）における利用者の障害の程度や状態像を踏まえ、適切なサービス提供体制が確保される必要があることに留意すること。 | 平18厚令171  第78条第1項  第2号ロ | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 看護職員数  　人  うち常勤  人 | 適  否  該当なし |
|  | ③　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者　に対して日常生活を営むのに必要な機能の減　退を防止するための訓練を行う場合は、指定　生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うため　に必要な数となっているか。  　ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ◎解釈通知第５の１  （３）機能訓練指導員（基準第78 第４項）  理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。  また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定生活介護事業所の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。 | 平18厚令171  第78条第1項  第2号ハ  平18厚令171  第78条第4項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 配置職員の資格  (PT・OT・その他) | 適  否  該当なし |
|  | ④　生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。 | 平18厚令171  第78条第1項  第2号ニ  平18厚令171  第78条第6項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 支援員数  　人  うち常勤  　人 | 適  否  該当なし |
| （３）サービス管　　理責任者 | 指定生活介護事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  ①　利用者の数が60以下　1以上  ②　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第５の１  （４）サービス管理責任者（基準第78 条第１項第３号）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の１の（４）を参照されたい。  指定生活介護事業所の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。サービス管理責任者についても、生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであるが、当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には、当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であること。  なお、この例外的な取扱いの適用を受けるため、定員規模を細分化することは認められないものであることに留意されたい。  また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定生活介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  （例）利用者の数が20人の指定生活介護事業所におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合  ◎解釈通知第４の１  （４）サービス管理責任者（基準第50 条第１項第４号）  サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、指定療養介護事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。 | 平18厚令171  第78条第1項  第3号  平18厚令171  第78条第7項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | サービス管理責任者名    ◆勤務形態  常勤  非常勤  届出から変更があるか  原則専従であり、多機能型を除き、併設事業所（GH等除く）との兼務は不可 | 適  否  該当なし |
| （４）利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 平18厚令171  第78条第2項 | 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
| （５）職務の専従 | 指定生活介護事業所の従業者は､専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか。  ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 平18厚令171  第78条第5項 | 従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） | 兼務がある場合の兼務状況確認 | 適  否  該当なし |
| （６）管理者  ＜療養介護準用＞ | 指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  ただし、指定生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。  ◎解釈通知第５の１  （６）管理者（基準第80 条）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の１の（７）の①を参照されたい。  ◎解釈通知第４の１  （７）管理者（基準第51条）  ①管理者の専従  指定療養介護事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定療養介護事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。  ア　当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  イ　当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 | 平18厚令171  第80条  準用（第51条） | 管理者の雇用形態が分かる書類  勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | 氏名：  兼務内容 | 適  否  該当なし |
| （７）従たる事業所を設置する場合の特例 | 指定生活介護事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 平18厚令171  第79条 | 従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） | 従たる事業所  有  無 | 適  否  該当なし |
| （経過措置） | 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(7)の規定は適用しない。  　この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | 平18厚令171附則第23条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　多機能型に関する特例  １　利用定員に関する特例 | （１）多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。  ①　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　6人以上  ②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。  ③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上  （２）(1)にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。  （３）多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児(児童福祉法第７条第２項に規定する重症心身障害児をいう。)につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。  （４）離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」に定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。  この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。 | 平18厚令174  第89条第1項  平18厚令174  第89条第2項  平18厚令174  第89条第3項 | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 該当がある場合  ・  定員　名  ・  定員　名  ・  定員　名 | 適  否  該当なし |
| ２　従業者の員数等に関する特例 | （１）多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(2)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。  （２）多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。）は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。  ①　利用者の数の合計が60以下　1以上  ②　利用者の数の合計が61以上　1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ◎指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成18年9月厚生労働省告示第544号）  二　指定障害福祉サービス基準第215条第2項及び障害福祉サービス基準第90条第2項に規定する厚生労働大臣が定める多機能型事業所  配置されるサービス管理責任者が、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助のうち2以上のものに係るサービス管理責任者の要件に該当する場合において、当該2以上の障害福祉サービスを提供する多機能型事業所  （３）第6の1の(4)後段により多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第2の1の(2)の④にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を6で除した数と②に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。  ①　生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者  ②　就労継続支援Ｂ型の利用者  ◎解釈通知第１６の１  （３）その他の留意事項  多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごとに配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任者を除く。）間での兼務は認められないものであり、当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員数が確保される必要があること。  なお、各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合計数が19人以下の多機能型事業所にあっては、サービス管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であること。 | 平18厚令171  第215条第1  項  平18厚令174  第90条第1項  平18厚令171  第215条第2  項  平18厚令174  第90条第2項  平18厚令174  第90条第3項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 従業者の特例  サービス管理責任者の特例 | 適  否  該当なし |
| 第３　設備に関する基準  １　設備 | ①　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。  ただし、相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。  ◎解釈通知第５の２  （１）指定生活介護事業所  指定生活介護事業所とは、指定生活介護を提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定生活介護を提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。  （２）訓練・作業室等の面積及び数  指定生活介護事業所における訓練・作業室等、面積や数の定めのない設備については、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。例えば、指定生活介護事業所における生産活動について、複数種類の活動を行う場合には、当該活動の種類ごとに訓練・作業室を区分するとともに、それぞれの活動に適した設備と広さを確保する必要があること。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第81条第1項  平18厚令171  第81条第3項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 | 指定内容と変更ないか  玄関、入口、通路等が整理整頓され、通行時の安全に問題はないか。 | 適  否  該当なし |
|  | ②　これらの設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものとなっているか。  ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | 平18厚令171  第81条第4項 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| （１）訓練・作業室 | ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | 平18厚令171  第81条第2項  第1号イ、ロ | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| （２）相談室 | 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 平18厚令171  第81条第2項  第2号 | 【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| （３）洗面所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 平18厚令171  第81条第2項  第3号 | 【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| （４）便所 | 利用者の特性に応じたものであるか。 | 平18厚令171  第81条第2項  第4号 | 【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| （経過措置） | 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧精神障害者福祉ホーム（障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。 | 平18厚令171  附則第22条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　多機能型に関する特例  ３　設備の特例 | 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。  ◎解釈通知第１６の２  ２　設備の特例（基準第216 条）  多機能型による各指定障害福祉サービス事業所の設備については、当該各指定障害福祉サービスごとに必要とされる相談室、洗面所、便所及び多目的室等を兼用することができる。しかしながら、多機能型事業所全体の利用定員と比して明らかに利便性を損なう面積規模である場合など、サービス提供に支障があると認められる場合については、この限りではないこと。 | 平18厚令171  第216条  平18厚令174  第91条 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明及び同意  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、支給決定障害者が指定生活介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定生活介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  （１）内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）  指定生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定生活介護事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定居宅介護の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 | 法第43条第2項  平18厚令171  第93条  準用（第9条  第1項） | 重要事項説明書  利用契約書 | 最新の重要事項説明書の確認  実際使用されている物について確認  重要事項記載事項  運営規程の概要  従業者の勤務体制  事故発生時の対応  苦情処理の体制  第三者評価の実施状況  内容が運営規程と整合しているか  ※送迎加算を算定する場合は重説記載要 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  （１）内容及び手続の説明及び同意（基準第９条）  　　　なお、利用者及び指定生活介護事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。  また、利用者との間で当該指定生活介護の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）第77 条第１項の規定に基づき、  ①　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　当該事業の経営者が提供する指定居宅介護の内容  ③　当該指定居宅介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④　指定居宅介護の提供開始年月日  ⑤　指定居宅介護に係る苦情を受け付けるための窓口  を記載した書面を交付すること。  なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 平18厚令171  第93条  準用（第9条  第2項） | 重要事項説明書  利用契約書 |  | 適  否  該当なし |
| ２　契約支給量の報告等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するときは、当該指定生活介護の内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。  ◎解釈通知第５の３(12)  ②　また、基準第93 条の規定により準用される第10条については、次のとおり取り扱うものとする。  ア　契約支給量等の受給者証への記載指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定生活介護の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定生活介護の提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。  なお、当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定生活介護の量を記載することとしたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第10条  第1項) | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第10条  第2項) | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  ◎解釈通知第５の３(12)  ②　また、基準第93 条の規定により準用される第10条については、次のとおり取り扱うものとする。  ウ　市町村への報告  同条第３項は、指定生活介護事業者は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第10条  第3項) | 契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定生活介護事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第10条  第4項) | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
| ３　提供拒否の禁止  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  （３）提供拒否の禁止（基準第11 条）  指定生活介護事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。  提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難な場合  ④　入院治療が必要な場合  である。 | 平18厚令171  第93条  準用（第11条） | 適宜必要と認める資料 | 提供拒否事例の有無  □有  □無  有の場合の理由  ※ｻｰﾋﾞｽ提供困難時の対応も確認 | 適  否  該当なし |
| ４　連絡調整に対する協力  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第11条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　サービス提供困難時の対応  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  （５）サービス提供困難時の対応（基準第13 条）  指定生活介護事業者は、基準第11条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合には、基準第13条の規定により、適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第13条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ６　受給資格の確認  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第14条） | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
| ７　介護給付費の支給の申請に係る援助  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第15条  第1項） | 適宜必要と認める資料 | 支給決定を受けていない者からの申込事例  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第15条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ８　心身の状況等の把握  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第16条） | アセスメント記録  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第17条  第1項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第17条  第2項） | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 10　サービスの提供の記録  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、当該指定生活介護の提供日、内容その他必要な事項を指定生活介護の提供の都度、記録しているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  （９）サービスの提供の記録（基準第19 条）  ①　記録の時期  基準第19条第１項は、利用者及び指定生活介護事業者が、その時点での指定生活介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際には、当該指定生活介護の提供日、提供したサービスの具体的内容（例えば、身体介護と家事援助の別等）、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第19条  第1項） | サービス提供の記録 | 報酬請求と合致 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定生活介護を提供したことについて確認を受けているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  （９）サービスの提供の記録（基準第19 条）  ②　利用者の確認  同条第２項は、同条第１項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第19条  第2項） | サービス提供の記録 | 提供記録の利用者確認欄 | 適  否  該当なし |
| 11　指定生活介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  （10）支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（基準第20条）  指定生活介護事業者は、基準第21条第１項から第３項に規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。  ①　指定生活介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  ②　利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第20条  第1項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。  ただし、12の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。 | 平18厚令171  第93条  準用（第20条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 12　利用者負担額等の受領  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。 | 平18厚令171  第82条第1項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 平18厚令171  第82条第2項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。  　　①　食事の提供に要する費用  　　　（次のイ又はロに定めるところによる）  イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  　　②　創作的活動にかかる材料費  　　③　日用品費  ④　①から③のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ◎解釈通知第５の３  （１）利用者負担額等の受領（基準第82 条）  ②　その他受領が可能な費用の範囲  基準第82条第３項は、指定生活介護事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、  ア　食事の提供に要する費用  イ　創作活動に係る材料費  ウ　日用品費  エ　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。  なお、エの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12 月６日障発第1206002 号当職通知）によるものとする。 | 平18厚令171  第82条第3項  平18厚令171  第82条第4項  平18厚告545  二のイ  平18政令10  第17条  第1～4号 | 請求書  領収書 | 具体的な範囲は「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月６日障発第1206002 号当職通知）」  「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号）」  その他利用料の内容  ①  ②  ③  ④  食事提供体制加算の有無  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定生活介護事業者は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 平18厚令171  第82条第5項 | 領収書 | 口座引落の場合の交付時期と方法 | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定生活介護事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第82条第6項 | 重要事項説明書 |  | 適  否  該当なし |
| 13　利用者負担額に係る管理  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において、当該指定生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第22条） | 適宜必要と認める資料 | 上限管理事業所となってる事例  　件 | 適  否  該当なし |
| 14　介護給付費の額に係る通知等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第23条  第1項） | 通知の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第23条  第2項） | サービス提供証明書の写し |  | 適  否  該当なし |
| 15　指定生活介護の取扱方針  ＜療養介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第57条  第1項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業所の従業者は、指定生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  ◎解釈通知第５の３（12）準用  ◎解釈通知第４の３  （６）指定生活介護の取扱方針（基準第57条）  ①　基準第57条第２項に規定する支援上必要な事項とは、指定生活介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第57条  第2項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、その提供する指定生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ◎解釈通知第５の３（12）準用  ◎解釈通知第４の３  （６）指定生活介護の取扱方針（基準第57条）  ②　同条第３項は、指定生活介護事業者は、自らその提供する指定生活介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第57条  第3項) | 適宜必要と認める資料 | 第三者評価受診  有  無  　年　月　日 | 適  否  該当なし |
| 16　生活介護計画の作成等  ＜療養介護準用＞ | （１）指定生活介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。  ◎解釈通知第５の３（12）準用  ◎解釈通知第４の３  （７）生活介護計画の作成等（基準第58条）  ②　サービス管理責任者の役割  サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定生活介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、生活介護計画の原案を作成し、以下の手順により生活介護計画に基づく支援を実施するものである。  ア　利用者に対する指定生活介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、生活介護計画の原案について意見を求めること  イ　当該生活介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること  ウ　利用者へ当該生活介護計画を交付すること  エ　当該生活介護計画の実施状況の把握及び生活介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも６月に１回以上行われ、必要に応じて生活介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第1項) | 個別支援計画  サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | 未作成減算あり | 適  否  該当なし |
|  | （２）サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第2項) | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第3項) | アセスメントを実施したことが分かる記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定生活介護の目標及びその達成時期、指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を　　作成しているか。  　　　この場合において、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第4項) | 個別支援計画の原案  他サービスとの連携状況が分かる書類 | 提供サービス以外の位置付け | 適  否  該当なし |
|  | （５）サービス管理責任者は、生活介護計画の作成に係る会議を開催し、生活介護計画の原案の内容について意見を求めているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第5項) | サービス担当者会議の記録 | テレビ電話装置等の活用可 | 適  否  該当なし |
|  | （６）サービス管理責任者は、生活介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第6項) | 個別支援計画 | 文書同意確認 | 適  否  該当なし |
|  | （７）サービス管理責任者は、生活介護計画を作成した際には、当該生活介護計画を利用者に交付しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第7項) | 利用者に交付した記録  個別支援計画 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）サービス管理責任者は、生活介護計画の作成後、生活介護計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第8項) | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録 | 見直しの考え方 | 適  否  該当なし |
|  | （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第9項) | モニタリング記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （10）生活介護計画に変更のあった場合、（2）から(7)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第58条  第10項) | (2)から(7)に掲げる確認資料 |  | 適  否  該当なし |
| 17　サービス管理責任者の責務  ＜療養介護準用＞ | サービス管理責任者は、生活介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  ①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。  ③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 平18厚令171  第93条  準用（第59条) | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  サービス提供の記録  他の従業者に指導及び助言した記録 |  | 適  否  該当なし |
| 18　相談及び援助  ＜療養介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第60条) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 19　介護 | （１）介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  ◎解釈通知第５の３  （２）介護（基準第83条）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の３の（11）を参照されたい。  ◎解釈通知第４の３  (11)看護及び医学的管理の下における介護（基準第62 条）  ①　利用者への配慮  指定療養介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。 | 平18厚令171  第83条第1項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。  ◎解釈通知第５の３  （２）介護（基準第83条）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の３の（11）を参照されたい。  ◎解釈通知第４の３  (11)看護及び医学的管理の下における介護（基準第62条）  ②　排せつの介護  排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。  また、利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。 | 平18厚令171  第83条第2項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 | 排泄介助が必要な利用者に対する援助の状況 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | 平18厚令171  第83条第3項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 | おむつ使用者の交換頻度 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定生活介護事業者は、(1)から(3)に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | 平18厚令171  第83条第4項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。  ◎解釈通知第５の３  （２）介護（基準第83条）  なお、基準第83条第５項に規定する「常時１人以上の従業者を介護に従事させる」とは、適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員等の勤務体制を定めておくとともに、２以上の生活支援員等の勤務体制を組む場合（複数の指定生活介護の単位を設置し、指定生活介護を提供する場合を含む。）は、それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の生活支援員等の配置を行わなければならないものである。  また、指定生活介護の提供に当たっては、提供内容に応じて、職員体制を適切に組むものとする。 | 平18厚令171  第83条第5項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 平18厚令171  第83条第6項 | 従業者名簿  雇用契約書  個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 |  | 適  否  該当なし |
| 20　生産活動 | （１）指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。  ◎解釈通知第５の３  （３）生産活動（基準第84 条）  生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。  ①　生産活動の内容（基準第84 条第１項）  生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するよう努めるほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。 | 平18厚令171  第84条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 生産活動の内容 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。  ◎解釈通知第５の３  （３）生産活動（基準第84 条）  ②　生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮（基準第84 条第２項）  指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。 | 平18厚令171  第84条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  ◎解釈通知第５の３  （３）生産活動（基準第84 条）  ③　障害特性を踏まえた工夫（基準第84 条第３項）  指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たり、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。 | 平18厚令171  第84条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 特に配慮が必要な者の状況 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  ◎解釈通知第５の３  （３）生産活動（基準第84 条）  ④　生産活動の安全管理（基準第84 条第４項）  指定生活介護事業者は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。 | 平18厚令171  第84条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 21　工賃の支払 | 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  ◎解釈通知第５の３  （４）工賃の支払（基準第85 条）  指定生活介護事業者は、生産活動に従事している利用者に、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。  なお、この場合の指定生活介護事業所における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成23 年７月27 日雇児発0727 第１号、社援発0727 第１号、老発0727 第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定生活介護事業所の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18 年10 月２日社援発第1002001 号社会・援護局長通知）を参照されたい。 | 平18厚令171  第85条 | 工賃支払記録  工賃支給規程  就労支援事業に関する会計書類（出納簿等） | 工賃支払事例  有  無 | 適  否  該当なし |
| 21-2職場への定着のための支援の実施 | （１）指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。  ◎解釈通知第５の３  （４）の２　職場への定着のための支援等の実施（基準第85の２）  指定生活介護事業者は、 当該指定生活介護を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。 | 平18厚令171  第85条の2第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第206条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。  ◎解釈通知第５の３  （４）の２ 職場への定着のための支援等の実施（基準第85 の２）  また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定生活介護事業者において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定生活介護事業者は就職後6月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。当該生活介護事業者において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定生活介護事業者以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 | 平18厚令171  第85条の2第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 22　食事 | （１）指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第86条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 食事提供  有  無  食事提供体制加算  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | 平18厚令171  第86条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | 平18厚令171  第86条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 献立の決め方確認 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。  ◎解釈通知第５の３  （５）食事の提供（基準第86 条）  ①　栄養管理等  食事の提供は、利用者の支援に極めて重要なものであることから、指定生活介護事業所が食事の提供を行う場合については、提供する手段によらず、年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか、次の点に留意して行うものとする。  ア　利用者の嗜好、年齢や障害の特性に配慮するとともに、できるだけ変化に富み、栄養のバランスに配慮したものであること。  イ　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしておくこと。  ウ　適切な衛生管理がなされていること。  ②　外部委託との関係  食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定生活介護事業者は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。 | 平18厚令171  第86条第4項 | 適宜必要と認める資料 | 栄養士配置  有  無  保健所との連携内容  外部委託  有  無  委託先との調整状況 | 適  否  該当なし |
| 23　緊急時等の対応  ＜居宅介護準用＞ | 従業者は、現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第28条） | 緊急時対応マニュアル  ケース記録  事故等の対応記録 |  | 適  否  該当なし |
| 24　健康管理 | 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  ◎解釈通知第５の３  （６）健康管理（基準第87 条）  利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。 | 平18厚令171  第87条 | 適宜必要と認める資料 | 健康管理の実施内容 | 適  否  該当なし |
| 25　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①　正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  ②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | 平18厚令171  第88条 | 適宜必要と認める資料 | 該当事例  有  無 | 適  否  該当なし |
| 26　管理者の責　務  ＜療養介護準用＞ | （１）指定生活介護事業所の管理者は、当該指定生活介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第66条  第1項) | 適宜必要と認める資料 | 代表者氏名 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業所の管理者は、当該生活介護事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第66条  第2項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 27　運営規程 | 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種、員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  　④　利用定員  　⑤　指定生活介護の内容並びに支給決定障害　　者から受領する費用の種類及びその額  　⑥　通常の事業の実施地域  　⑦　サービスの利用に当たっての留意事項  　⑧　緊急時等における対応方法  　⑨　非常災害対策  　⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  　⑪　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑫　その他運営に関する重要事項  ◎解釈通知第５の３  （８）運営規程（基準第89 条）  指定生活介護事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指定生活介護の提供を確保するため、基準第89 条第１号から第12号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定生活介護事業所ごとに義務付けたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ①　利用定員（第４号）  利用定員は、指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  ②　通常の事業の実施地域（第６号）  通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないこと。  また、指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うことを基本としているが、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な指定生活介護の利用が図られるよう、指定生活介護事業所が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。  ③　その他運営に関する重要事項（第12 号）  障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29 年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。  ◎解釈通知第３の３  （20）運営規程（基準第31条）  ①　従業者の職種、員数及び職務の内容（第２号）  従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第９条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）（以下、他のサービス種類についても同趣旨。）。  　⑥　虐待の防止のための措置に関する事項（第８号）  「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23 年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定居宅介護事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  ア　虐待の防止に関する責任者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）  オ　基準第40 条の２第１項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること  等を指すものであること（以下、他のサービス種類についても同趣旨）。 | 平18厚令171  第89条 | 運営規程 | 変更がある場合は変更届けが提出されているか（人員のみなら４月１日で可）  虐待別項目 | 適  否  該当なし |
| 28　勤務体制の確保等  ＜療養介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定生活介護を提供できるよう、指定生活介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  ◎解釈通知第５の３（12）準用  ◎解釈通知第４の３  (17)勤務体制の確保等（基準第68 条）  利用者に対する適切な指定生活介護の提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。  ①　基準第68条第１項は、指定生活介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定生活介護の単位等により２以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第68条  第1項) | 従業者の勤務表 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供しているか。  ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。  ◎解釈通知第５の３（12）準用  ◎解釈通知第４の３  (17)勤務体制の確保等（基準第68 条）  ②　同条第２項は、指定生活介護事業所は原則として、当該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第68条  第2項) | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | 委託  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ◎解釈通知第５の３（12）準用  ◎解釈通知第４の３  (17)勤務体制の確保等（基準第68条）  ③　同条第３項は、指定生活介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定生活介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第68条  第3項) | 研修計画、研修実施記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）適切な指定生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第５の３（12）準用  ◎解釈通知第４の３  (17)勤務体制の確保等（基準第68条）  ④　同条第４項の規定は、基準第33条第４項の規定と基本的に同趣旨であるため、第３の１の(22)を参照されたいこと。  ◎解釈通知第３の３  ④　同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47 年法律第113 号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、指定居宅介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的内容  指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18 年厚生労働省告示第615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　指定居宅介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定居宅介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ　指定居宅介護事業者が講じることが望ましい取組についてパワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令171  第93条  準用（第68条  第4項) | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 28-2　業務継続計画の策定等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  (23)業務継続計画の策定等（基準第33条の２）  ①　基準第33条の２は、指定居宅介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護の提供を受けられるよう、指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の２に基づき指定居宅介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。 | 平18厚令171  第93条  準用（第33条の2第1項） |  | 令和６年３月３１日まで努力義務  業務継続計画  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３  (23)業務継続計画の策定等（基準第33条の２）  ②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ　災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ　他施設及び地域との連携  ③　従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定生活介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171  第93条  準用（第33条の2第2項） |  | 年１回以上の研修  有  無  年１回以上の訓練  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 | 平18厚令171  第93条  準用（第33条の2第3項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 29　定員の遵守  ＜療養介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。  ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  ◎解釈通知第５の３(12)  ③　同条の規定により準用される第69 条については、次のとおり取り扱うものとする。  利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定生活介護事業所が定める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提に、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。  ア　１日当たりの利用者の数  （Ⅰ）利用定員50 人以下の指定生活介護事業所の場合  １日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の指定生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該指定生活介護の単位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に150％を乗じて得た数以下となっていること。  （Ⅱ）利用定員51 人以上の指定生活介護事業所の場合  １日当たりの利用者の数が、利用定員から50 を差し引いた数に125％を乗じて得た数に、75 を加えて得た数以下となっていること。  イ　過去３月間の利用者の数  過去３月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125％を乗じて得た数以下となっていること。ただし、定員11人以下の場合は、過去３月間の利用者の延べ数が、定員の数に３を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第69条） | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | 左記の定員超過  有  無  定員超過減算あり  ※多機能型の場合、定員は、全サービスの利用定員の合計 | 適  否  該当なし |
| 30　非常災害対策  ＜療養介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第70条  第1項） | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）  運営規程  通報・連絡体制  消防用設備点検の記録 | 計画  有  無  医療機関への通報・連絡体制確認  従業者への周知状況 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第４の３  (19)非常災害対策（基準第70条）  ①　非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならないこととしたものである。  ②　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。  ③　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ④　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第70条  第2項） | 避難訓練の記録  消防署への届出 | 消防法施行規則第３条第10項  年２回以上の訓練実施 | 適  否  該当なし |
|  | （３）訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第４の３  (19)非常災害対策（基準第70 条）  ⑤　基準第70 条第３項は、指定生活介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第70条  第3項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 31　衛生管理等 | （１）指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 平18厚令171  第90条第1項 | 衛生管理に関する書類 | 食事提供を行う場合調理施設の衛生管理方法  食事提供体制加算  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  ①　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③　当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。  ◎解釈通知第５の３  （９）衛生管理等（基準第90 条）  指定療養介護の場合と同趣旨であるため、第四の３の（20）を参照されたい。  ◎解釈通知第４の３  （20）衛生管理等（基準第71条）  ①　基準第71条は、指定療養介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。  ア　指定療養介護事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。  イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。  ウ　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。  ②　基準第71条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指  　針  指定療養介護事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、指定療養介護事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。  なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定療養介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定居宅介護事業所の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令171  第90条第2項 | 衛生管理に関する書類 | 令和６年３月３１日までは努力義務  おおむね３ヶ月に１回の感染対策委員会の開催  有  無  指針の整備  有  無  年間２回以上の研修  有  無  年間２回以上の訓練  有  無  従業者の健康診断  実施状況  入浴ｻｰﾋﾞｽの有無  有  無  有の場合、浴槽の消毒・検査状況 | 適  否  該当なし |
| 32　協力医療機関 | 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。  ◎解釈通知第５の３  (10)協力医療機関等（基準第91 条）  協力医療機関は、指定生活介護事業所から近距離にあることが望ましいものであること。 | 平18厚令171  第91条 | 適宜必要と認める資料 | 協力医療機関名 | 適  否  該当なし |
| 33　掲示 | （１）指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 平18厚令171  第92条第1項 | 事業所の掲示物 | 苦情対応方法・利用料の掲示もあるか  ※利用料はH18. 9.29厚告545参照 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  ◎解釈通知第５の３  (11)掲示（基準第92 条）  基準第92条の規定は、基準第35 条と基本的に同趣旨であるため、第四の３の（21）を参照されたい。  ◎解釈通知第４の３  (21)掲示（基準第72 条）  基準第72条の規定は、基準第35 条と基本的に同趣旨であるため、第の三の1の(25)を参照されたい。  ◎解釈通知第３の３  (25)掲示(基準第35 条)  ①　基準第35条第１項は、指定居宅介護事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定居宅介護事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定居宅介護事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定居宅介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 平18厚令171  第92条第2項 | 事業所の掲示物 |  | 適  否  該当なし |
| 34　秘密保持等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(27)  （27）秘密保持等（基準第36条）  ①　基準第36条第１項は、指定生活介護事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第36条  第1項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(27)  (27)秘密保持等（基準第36条）  ②　同条第２項は、指定生活介護事業者に対して、過去に当該指定生活介護事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第36条  第2項） | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、他の指定生活介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(27)  （27）秘密保持等（基準第36条）  ③　同条第３項は、従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定生活介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第36条  第3項） | 個人情報同意書 |  | 適  否  該当なし |
| 35　情報の提供等  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、指定生活介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第37条  第1項） | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第37条  第2項） | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | 適  否  該当なし |
| 36　利益供与等の禁止  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第38条  第1項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第38条  第2項） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 37　苦情解決  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(29)  （29）苦情解決（基準第39条）  ①　基準第39 条第１項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。 | 平18厚令171  第93条  準用（第39条  第1項） | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 | 苦情対応マニュアル  有  無  重要事項説明書への記載  有  無  掲示  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第39条  第2項） | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル | 記録  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族　　からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第39条  第3項） | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事　　が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第39条  第4項） | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定生活介護事業者は、その提供した指定生活介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、　　及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第39条  第5項） | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定生活介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第39条  第6項） | 都道府県等への報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定生活介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第39条  第7項） | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
| 38　事故発生時の対応  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(30)  利用者が安心して指定生活介護の提供を受けられるよう、指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  このほか、次の点に留意するものとする。  ①　利用者に対する指定生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。  また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②　指定生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  ③　指定生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年３月28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令171  第93条  準用（第40条  第1項） | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | マニュアル  有  無  具体的な内容とされているか  従業者への周知  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第40条  第2項） | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | 事例  有  無  記録  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第40条  第3項） | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 賠償保険加入  有  無 | 適  否  該当なし |
| 39　会計の区分  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第41条) | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
| 40　身体拘束等の禁止  ＜居宅介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、指定生活介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(26)  （26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ①　基準第35条の２第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171  第93条  準用（第35条の2第1項） | 個別支援計画  身体拘束等に関する書類 | 拘束事例  有  無  有の場合記録  有  無  身体拘束廃止未実施減算あり（記録以外は令和５年４月１日から適用） | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第35条の2第2項） | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(26)  （26）身体拘束等の禁止(基準第35 条の２)  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。  なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定生活介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備するこ  と。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること  　。  ③　同条同項第２号の指定生活介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方  　針  エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定生活介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定生活介護事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18厚令171  第93条  準用（第35条の2第3項） |  | 令和４年３月３１日まで努力義務  少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催  有  無  指針の整備  有  無  年間１回以上の研修  有  無 | 適  否  該当なし |
| 40-2 虐待の防止  ＜居宅介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定生活介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ③　前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。  ◎解釈通知第５の３(12)準用  ◎解釈通知第３の３(31)  (31)虐待の防止（基準第40条の２）  ①　同条第１号の虐待防止委員会の役割は、  ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成  　）  ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の３つがある。  虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。  なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。  なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  指定生活介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  具体的には、次のような対応を想定している。  ア　虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。  ②　指定生活介護事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。  ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　虐待発生時の対応に関する基本方針  カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方  　針  ③　同条第２号の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定生活介護事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。  ④　同条第３号の虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | 平18厚令171  第93条  準用（第40条の2） | 適宜必要と認める資料 | 虐待防止委員会を年１回以上開催  有  無  虐待防止担当者（責任者）  有  無  氏名  虐待防止のための指針  有  無  年１回以上の研修実施  有  無 | 適  否  該当なし |
| 41　地域との連携等  ＜療養介護準用＞ | 指定生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第74条） | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 42　記録の整備  ＜療養介護準用＞ | （１）指定生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | 平18厚令171  第93条  準用（第75条  第1項） | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定生活介護事業者は、利用者に対する指定生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定生活介護を提供した日から5年間保存しているか。  　①　生活介護計画  　②　サービスの提供の記録  　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  　④　身体拘束等の記録  　⑤　苦情の内容等の記録  　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 平18厚令171  第93条  準用（第75条  第2項） | 左記①から⑥までの書類 |  | 適  否  該当なし |
| 43　電磁的記録等  【共通】 | （１）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令171  第224条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令171  第224条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第６　変更の届出等 | （１）指定生活介護事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定生活介護の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  （２）指定生活介護事業者は、当該指定生活介護の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第1  項  施行規則第34  条の23  法第46条第2項  施行規則第34  条の23 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第７　共生型障害福祉サービスに関する基準  １　共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準 | 共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者に関して次の基準を満たしているか。  （１）指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（指定児童発達支援事業所等）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（指定児童発達支援等）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上になっているか。 | 平18厚令171  第93条の2 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 |  | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ２　共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準 | 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）に関して次の基準を満たしているか。  （１）指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であるか。 | 平18厚令171  第93条の3 | 平面図  【目視】  利用者数が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であるか。 |  | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 |  | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準 | 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）が当該事業に関して次の基準を満たしているか。  （１）指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（機能訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下となっているか。 | 平18厚令171  第93条の4 | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲になっているか。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 | |  | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。 |  | 平面図  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしているか。 |  | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか。 |  | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ４　準用 | （第１の（４）、第２の（７）及び第４を準用） | 平18厚令171  第93条の5準用（第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第77条、第79条並びに第82条から第92条まで） | 同準用項目と同一文書 |  | 適  否  該当なし |
| 第８　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  １　基本事項 | （１）指定生活介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第６により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護に要した費用の額となっているか。） | 法第29条第3項  平18厚告523  の一  平18厚告539  法第29条第3項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により、指定生活介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523  の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | サービス提供時間及び設定方法確認  利用者数の算出方法確認 | 適  否  該当なし |
| ２　生活介護サービス費 | （１）生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については、次のいずれかに該当する利用者に対して、指定生活介護等、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（特定基準該当生活介護）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所である指定生活介護事業所にあっては、一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。）及び障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の(7)に規定する指定生活介護等（(1-2)に規定する共生型生活介護を除く。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ①　施設入所者のうち、区分4（50歳以上の者にあっては、区分3）以上に該当するもの  ②　施設入所者以外の者のうち、区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以上に該当するもの  ③　平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の二に定める者のうち、施設入所者であって、区分3（50歳以上の者にあっては、区分2）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの  ◎厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）  二　介護給付費等単位数表第6の1の注1(3)及び第9の1の注1(3)の厚生労働大臣が定める者  次のイ又はロに該当する者  イ　特定旧法指定施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)附則第二十一条第一項に規定する特定旧法指定施設をいう。以下同じ。)に入所した者のうち、当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定障害者支援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。)若しくはのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第百六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)を利用している者又は当該特定旧法指定施設、当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者及び前号に掲げる者  ロ　地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難な者  ④　平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の三に定める者のうち、施設入所者以外の者であって、区分2（50歳以上の者にあっては区分1）以下に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの  ◎厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）  三　介護給付費等単位数表第6の1の注1(4)の厚生労働大臣が定める者  前号イに定める者  ⑤　平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の四に定める者であって、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの  ◎厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）  四　介護給付費等単位数表第6の1の注1(5)の厚生労働大臣が定める者  平成24年3月31日において、重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者に対する生活介護に準ずる事業を行っていた事業所を利用していた者 | 平18厚告523  別表第6の1  の注1  平18厚告556  の二  平18厚告556  の三  平18厚告556  の四 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 支給決定状況  多機能型の場合全サービスの利用定員合算により請求 | 適  否  該当なし |
|  | （１－２）共生型生活介護サービス費(Ⅰ)については、指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  （１－３）共生型生活介護サービス費(Ⅱ)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注1の2  平18厚告523  別表第6の1  の注1の3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）経過的生活介護サービス費については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五に定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の六のイに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、（７）に規定する指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定しているか。  ◎厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）  五　介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第9の1の注2の厚生労働大臣が定める者  平成24年3月31日において現に存していた旧児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に係るものを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者  ◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）  六　指定生活介護等の施設基準  イ　介護給付費等単位数表第6の1のニの経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)の施設基準障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第二号)第二条による改正前の指定障害者支援施設基準(第九号において「旧指定障害者支援施設基準」という。)第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注4  平18厚告556  の五  平18厚告551  の二のイ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）生活介護サービス費及び共生型生活介護サービス費の算定に当たって、生活介護サービス費については次の①から③までのいずれかに該当する場合に、共生型生活介護サービス費については①又は③に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の二のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合　同表の下欄に掲げる割合  ◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）の２のイ  　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  　　指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、共生型生活介護の事業を行う事業所(以下「共生型生活介護事業所」という。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定生活介護事業所等」という。)の指定生活介護等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合  (1)過去3月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合  (一)利用定員が11人以下の指定生活介護事業所等  指定障害福祉サービス基準第89条(指定障害福祉サービス基準第93条の5において準用する場合を含む。)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第41条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に3を加えて得た数を超える場合  (二)利用定員が12人以上の指定生活介護事業所等  利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超える場  合  (2)1日の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合  (一)利用定員が50人以下の指定生活介護事業所等  利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場  合  (二)利用定員が51人以上の指定生活介護事業所等  利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合  　厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合  　　100分の70 | 平18厚告523  別表第6の1  の注5  平18厚告523  別表第6の1  の注5(1)  平18厚告550  の二のイ、ロ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 定員超過減算  人員欠如減算  別添の留意事項通知通則参照  利用者数の確認状況  該当の場合減算請求  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | ②　平成18年厚生労働省告示第523号別表第6の1の注7に規定する指定生活介護等の提供に当たって、生活介護計画等（生活介護計画、特定基準該当障害福祉サービス計画又は施設障害福祉サービス計画）が作成されていない場合　　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  ア　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  イ　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 | 平18厚告523  別表第6の1  の注5(2) | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 個別支援計画未作成減算  別添の留意事項通知通則参照 | 適  否  該当なし |
|  | ③　前3月における指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の平均利用時間（前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合　　100分の70  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ②　生活介護サービス費について  (四)利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。  ア　ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。  イ　送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により５時間未満の利用となった利用者を除く。  ウ　算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注5(3) | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 利用時間が５時間未満の利用者の割合が100分の50以上になる場合の減算 | 適  否  該当なし |
|  | （６）生活介護サービス費、共生型生活介護サービス費及び基準該当生活介護サービス費については、運営規程に定める営業時間が、平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の二のハの表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た数を算定しているか。  ◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）第２号ハ  ・厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準  　　　指定障害福祉サービス基準第89条(指定障害福祉サービス基準第93条の5において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定められている営業時間(以下この表において「営業時間」という。)が4時間以上6時間未満であること。  　　厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合  　　　100分の70  　・厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準  　　　営業時間が4時間未満であること。  　　厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合  　　　100分の50  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ②　生活介護サービス費について  (三)営業時間が６時間未満に該当する場合の所定単位数の算定について  運営規程に定める営業時間が６時間未満である場合は、減算することとしているところであるが、以下のとおり取り扱うこととする。  ア　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。  イ　個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、６時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、５時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は、４時間以上６時間未満の場合の割合を乗ずること。  ウ　算定される単位数は、４時間未満の場合は所定単位数の100分の50とし、４時間以上６時間未満の場合は所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ②　生活介護サービス費について  (五)　(三)及び(四)の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて  (三)及び(四)の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注6  平18厚告550  の二のハ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 開所時間減算  営業時間  　時間 | 適  否  該当なし |
|  | （７）一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所等（指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等)において、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護、共生型生活介護又は特定基準該当生活介護（指定生活介護等）を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ②　生活介護サービス費について  (六)　注７中「一体的な運営」とは、従業者の勤務体制が一体的で区分されていないものをいうものとする。すなわち、複数単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合にあっては、当該単位ごとの定員が81人以上のものに限られるものであること。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注7 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 大規模事業所減算 | 適  否  該当なし |
|  | （８）生活介護サービス費の算定に当たって、医師が配置されてない場合は、1日につき12単位を減算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ②　生活介護サービス費について  (七)医師が配置されていない場合の減算について  指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単位数を減算するものであること。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注8 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８－２）指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注8の2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 身体拘束廃止未実施減算  別添の留意事項通知通則参照  身体拘束事例ありの場合  ◆記録  有  無  以下令和5年3月31日まで経過措置  ◇少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催  有  無  ◇指針の整備  有  無  ◇年間１回以上の研修  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （８－３）共生型生活介護サービス費については、次の①及び②のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき58単位を加算しているか。  ①　サービス管理責任者を1名以上配置していること。  ②　地域に貢献する活動を行っていること。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注8の3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （９）利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間に、生活介護サービス費を算定していないか。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注9 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 別添の留意事項通知通則参照 | 適  否  該当なし |
| ３　人員配置体制加算 | （１）人員配置体制加算（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」二のロに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位（指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者（2の(1)の①又は②のいずれかに該当する者に限る。）に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあたっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ③　人員配置体制加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第６の２の人員配置体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までについては、次のア、イ、ウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、いずれかのみを算定できることとする。  ア　人員配置体制加算(Ⅰ)  (ⅰ)　指定生活介護事業所において生活介護を行う場合  ・　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の60以上であること。  なお、「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、第543号告示別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は区分４以下であって喀痰吸引等を必要とする者とする。以下この③において同じ。  ・　常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。  (ⅱ)　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。  (ⅲ)　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合  ・　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等（以下「共生型本体事業」という。）の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。  ・　常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。  (二)　人員配置体制加算については、生活介護又は共生型生活介護の単位ごとに、生活介護又は共生型生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を、当該生活介護の利用者全員（厚生労働大臣が定める者（第556号告示）は除く。）につき算定することとする。  (三)　新規に事業を開始した場合、開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については、加算を算定できる。 | 平18厚告523  別表第6の2  の注1  平18厚告551  の二のロ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算届出  Ⅰ  Ⅱ  Ⅲ  無  区分５、６の割合  毎月満たす必要がある | 適  否  該当なし |
|  | （２）人員配置体制加算（Ⅱ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のハに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等（指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。）の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）を算定している場合は算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ③　人員配置体制加算の取扱いについて  イ　人員配置体制加算(Ⅱ)  (ⅰ)　指定生活介護事業所において生活介護を行う場合  ・　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が利用者の数の合計数の100分の50以上であること。  ・　常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上であること。  (ⅱ)　指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を２で除して得た数以上であること。  (ⅲ)　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合  ・　区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。  ・　常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を２で除して得た数以上であること。 | 平18厚告523  別表第6の2  の注2  平18厚告551  の二のハ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）人員配置体制加算（Ⅲ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のニに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じて、利用者に対して、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし、この場合において、人員配置体制加算（Ⅰ）又は人員配置体制加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ③　人員配置体制加算の取扱いについて  ウ　人員配置体制加算(Ⅲ)  (ⅰ)　指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。  (ⅱ)　共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 | 平18厚告523  別表第6の2  の注3  平18厚告551  の二のニ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ４－１　福祉専門職員配置等加算 | （１）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者施設基準第4条第1項若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号、第93条の3第1号若しくは第93条の4第1号の規定により置くべき従業者（共生型生活介護従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  報酬告示第６の３の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  (一)　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)  指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。  なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（(二)及び(三)において同じ。） | 平18厚告523  別表第6の3の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ・生活支援員の総数（常勤）  　人  ・うち社会福祉士等（常勤）  　人 | 適  否  該当なし |
|  | （２）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  報酬告示第６の３の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  (二)　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)  指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。 | 平18厚告523  別表第6の3の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ・生活支援員の総数（常勤）  　人  ・うち社会福祉士等（常勤）  　人 | 適  否  該当なし |
|  | （３）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は(2)の福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）を算定している場合は、算定していないか。  ①　生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  ②　生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  報酬告示第６の３の福祉専門職員配置等加算については、２の(５)の④の規定を準用する。  留意事項通知第２の２の（５）  ④　福祉専門職員配置等加算の取扱いについて  (三)　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)  次のいずれかに該当する場合であること。  ア　直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。  イ　直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  なお、イ中「３年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所（旧法施設を含む。）、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。  また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。  (四)　多機能型事業所等における本加算の取扱いについて  多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。  なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。 | 平18厚告523  別表第6の3の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ①関係  ・生活支援員の総数（常勤換算）  　人  ・うち生活支援員（常勤）  　人  ②関係  ・生活支援員（常勤）  　人  ・うち勤続年数３年以上  　人 | 適  否  該当なし |
| ４－２　常勤看護職員等配置加算 | （１）常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)については、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、（２）の常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)または（３）常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑤　常勤看護職員等配置加算の取扱いについて  報酬告示第６の３の２の常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び（Ⅲ）については、次のア、イ又はウごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できることとする。  なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。  ア　常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)  常勤換算方法で１以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。）を配置している場合 | 平18厚告523別表第6の3 の2の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 定員超過減算に該当する場合は算定しない | 適  否  該当なし |
|  | （２）常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)については、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の二の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行った場合に当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、（３）常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑤　常勤看護職員等配置加算の取扱いについて  イ　常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)  常勤換算方法で２以上の看護職員を配置しており、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合 | 平18厚告523別表第6の3の2の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | スコア表は別添 | 適  否  該当なし |
|  | （３）常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)については、看護職員を常勤換算方法で3人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の五の二の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第１の１の表（以下「スコア表」という。）の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行った場合に当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、（３）常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している場合に、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑤　常勤看護職員等配置加算の取扱いについて  ウ　常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)  常勤換算方法で３以上の看護職員を配置しており、２人以上のスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定生活介護等を行っている場合 | 平18厚告523別表第6の3の2の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | スコア表は別添 | 適  否  該当なし |
|  | （４）常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)、常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)については、第８の２の（５）の①に該当する場合は、算定していないか。 | 平18厚告523別表第6の3の2の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 定員超過減算に該当する場合は算定しない | 適  否  該当なし |
| ５　視覚・聴覚言　語障害者支援体制加算 | 視覚障害者等（視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、第2の1に定める人員配置に加え、常勤換算方法で利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑥　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第６の４の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。  ア　視覚障害者  身体障害者福祉法第15条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が１級又は２級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者  イ　聴覚障害者  身体障害者手帳の障害の程度が２級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者  ウ　言語機能障害者  身体障害者手帳の障害の程度が３級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者  (二)　「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  また、多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して得た数以上なされていれば満たされるものであること。  (三)　「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。  ア　視覚障害  点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者  イ　聴覚障害又は言語機能障害  手話通訳等を行うことができる者 | 平18厚告523  別表第6の4の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 視覚・聴覚・言語障害者数（ﾀﾞﾌﾞﾙｶｳﾝﾄ後）  　人  視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者の配置（常勤換算）  　人 | 適  否  該当なし |
| ６　初期加算 | 指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、指定生活介護等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑦　初期加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第６の５の初期加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の居宅を訪問し、生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に手間を要することから、サービスの利用開始から30日の間、加算するものであること。  なお、この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいうものであり、加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数となることに留意すること。  なお、初期加算の算定期間が終了した後、同一の敷地内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場合にあっては、この加算の対象としない。  (二)　指定障害者支援施設等における過去の入所及び短期入所との関係初期加算は、利用者が過去３月間に、当該指定障害者支援施設等に入所したことがない場合に限り算定できることとする。  なお、当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用の短期入所を利用していた者が日を空けることなく、引き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合（短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設等に入所した場合を含む。）については、初期加算は入所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。  (三)　30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場合には、初期加算が算定されるものであること。  ただし、指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではない。  (四)　旧法施設支援における「入所時特別支援加算」が算定されていた特定旧法受給者については、「入所時特別支援加算」が初期加算と同趣旨の加算であることから、初期加算の対象とはならないものであること。なお、特定旧法指定施設において、旧法施設支援における「入所時特別支援加算」を算定する者が利用している場合であって、当該「入所時特別支援加算」の算定期間中に指定障害者支援施設へ転換した場合にあっては、30日間から「入所時特別支援加算」を算定した日数を差し引いた残りの日数について、初期加算を算定して差し支えない。 | 平18厚告523  別表第6の5の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定している場合、初回利用後30日（30回目ではなく）であることを確認 | 適  否  該当なし |
| ７　訪問支援特別加算 | 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、第2の1により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者（生活介護従業者）が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑧　訪問支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第６の６の訪問支援特別加算については、指定生活介護等の利用により、利用者の安定的な日常生活を確保する観点から、概ね３か月以上継続的に当該指定生活介護等を利用していた者が、最後に当該指定生活介護等を利用した日から中５日間以上連続して当該指定生活介護等の利用がなかった場合に、あらかじめ利用者の同意を得た上で、当該利用者の居宅を訪問し、家族等との連絡調整、引き続き指定生活介護等を利用するための働きかけ、当該利用者に係る生活介護計画の見直し等の支援を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。なお、この場合の「５日間」とは、当該利用者に係る利用予定日にかかわらず、開所日数で５日間をいうものであることに留意すること。  なお、所要時間については、実際に要した時間により算定されるのではなく、生活介護計画に基づいて行われるべき指定生活介護等に要する時間に基づき算定されるものであること。  また、この加算を１月に２回算定する場合については、この加算の算定後又は指定生活介護等の利用後、再度５日間以上連続して指定生活介護等の利用がなかった場合にのみ対象となるものであること。 | 平18厚告523  別表第6の6の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定有りの場合、生活介護計画の位置付け、所要時間を確認  算定有の場合  １時間未満  １時間以上 | 適  否  該当なし |
| ８　欠席時対応加算 | 指定生活介護事業所等において指定生活介護等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定生活介護等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定生活介護従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑨　欠席時対応加算の取扱いについて  報酬告示第６の７の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。  (二)　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。  ◎平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るＱ＆Ａ（VOL.2）  【欠席時対応加算】  問３－１　欠席時対応加算に係る取扱いについて  ②　当該加算は、欠席によるキャンセル料を利用者より徴収することとしている事業所については、算定できないのか。  （答）  ②　当該加算を算定する場合は、キャンセル料の徴収は行わないこととする（食材料費等に対するキャンセル料を除く）。 | 平18厚告523別表第6の7の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定有りの場合、連絡調整、相談支援等の内容の記録を確認  （記録がなければ算定不可） | 適  否  該当なし |
| ８－２　重度障害者支援加算 | （１）重度障害者支援加算(Ⅰ)については、人員配置体制加算(Ⅰ)及び常勤看護職員等配置加算(Ⅲ)を算定している指定生活介護事業所等であって、重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑩　重度障害者支援加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第６の７の２のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、報酬告示第６の２のイの人員配置体制加算（Ⅰ）及び第６の３の２のハの常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）を算定している場合に、当該加算の要件となる人員配置を超えて、常勤換算方法で生活支援員又は看護職員を配置した場合に、指定生活介護等の単位ごとに生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。 | 平18厚告523  別表第6の7の2の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）重度障害者支援加算(Ⅱ)については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」6号のホに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  （３）重度障害者支援加算が算定されている指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」6号のへに適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、平成18年厚生労働省告示第548号「厚生労働大臣が定める者」12号に該当する者が、平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」第22号を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき180単位を加算しているか。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、算定していないか。  （４）上記(3)の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に500単位を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑩　重度障害者支援加算の取扱いについて  (二)　報酬告示第６の７の２のロの重度障害者支援加算（Ⅱ）については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下⑩において「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。  さらに、利用者に対する支援が１日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者（以下⑩において「基礎研修修了者」という。）を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。  体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。  個別の支援の評価については、基礎研修修了者１人の配置につき利用者５人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として４時間程度は従事する必要があることに留意すること。  なお、報酬告示第６の７の２の注１中「厚生労働大臣が定める施設基準」第２号のホの(１)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第４号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。  (三)　重度障害者支援加算（Ⅱ）については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、１日につき所定単位数にさらに500単位を加算することとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。  (四)　重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。  (五)　重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定生活介護事業所等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。 | 平18厚告523  別表第6の7の2の注2  平18厚告523  別表第6の7の2の注3  平18厚告523  別表第6の7の2の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | ※令和３年４月補修改定により従来の「重度障害者支援加算」→「重度障害者支援加算（Ⅱ）」となり、算定可能日数及び単位数が変更  強度行動障害を有する者が利用者  　人  強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者  　人  行動援護従業者養成研修修了者  　人  支援計画シート等の作成件数  　件 | 適  否  該当なし |
| ９　リハビリテーション加算 | （１）リハビリテーション加算（Ⅰ）については、次の①から⑤までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  　　①　医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。  ②　利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が指定生活介護等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。  ③　利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  ④　指定障害者支援施設等に入所する利用者について、リハビリテーションを行う医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護師、生活支援員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。  ⑤　④に掲げる利用者以外の利用者について、指定生活介護事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑪　リハビリテーション加算の取扱いについて  報酬告示第６の８のリハビリテーション加算については、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　リハビリテーション加算に係るリハビリテーションは、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  (二)　(三)により作成されるリハビリテーション実施計画を作成した利用者について、当該指定生活介護等を利用した日に算定することとし、必ずしもリハビリテーションが行われた日とは限らないものであること。  (三)　リハビリテーション加算については、以下の手順で実施すること。なお、ア、イ又はウにおけるリハビリテーションカンファレンスの実施に当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ア　利用開始時にその者に対するリハビリテーションの実施に必要な情報を収集しておき、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他の職種の者（以下この⑪において「関連スタッフ」という。）が暫定的に、リハビリテーションに関する解決すべき課題の把握（以下この⑪において「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により開始時リハビリテーションカンファレンスを行ってリハビリテーション実施計画原案を作成すること。また、作成したリハビリテーション実施計画原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、生活介護サービスにおいては、リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作成に代えることができるものとすること。  イ　リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね２週間以内及び概ね３月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、リハビリテーション実施計画を新たに作成する必要はなく、リハビリテーション実施計画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、リハビリテーション実施計画原案をリハビリテーション実施計画に代えることができるものとすること。また、作成したリハビリテーション実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。また、リハビリテーションカンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対してリハビリテーションに関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。  ウ　利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前リハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。  エ　利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテーションに必要な情報提供を行うこと。  オ　指定障害福祉サービス基準第93条において準用する同基準第19条第１項に規定するサービス提供の記録において利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が利用者の状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別にリハビリテーション加算の算定のために利用者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。 | 平18厚告523別表第6の8の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定事例あればリハ計画（個別支援計画への記載も可）リハの記録等を確認  Dr.OT,PT,STによるリハが実施されている  か | 適  否  該当なし |
|  | （２）リハビリテーション加算(Ⅱ)については、上記（１）の①から⑤までのいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、上記（１）に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523  別表第6の8の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 10　利用者負担上限額管理加算 | 指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑫　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて  報酬告示第６の９の利用者負担上限額管理加算については、２の(１)の⑲の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（１）  ⑲　利用者負担上限額管理加算の取扱いについて  報酬告示第１の３の利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは　算定の条件としない。 | 平18厚告523  別表第6の9の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 管理事業所のみのサービス利用の場合に算定していないか | 適  否  該当なし |
| 11　食事提供体制加算 | 低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑬　食事提供体制加算の取扱いについて  報酬告示第６の10の食事提供体制加算については、原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定するものであるが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。なお、施設外で調理されたものを提供する場合（クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。）、運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては、施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。  この場合、例えば出前の方法や市販の弁当を購入して、利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。  なお、利用者が施設入所支援を利用している日については、補足給付が支給されていることから、この加算は算定できないものであることに留意すること。 | 平18厚告523  別表第6の10の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 有の場合、低所得者の食費減額を確認 | 適  否  該当なし |
| 12　延長支援加算 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二のホに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑭　延長支援加算の取扱いについて  報酬告示第６の11の延長支援加算については、運営規程に定める営業時間が８時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、指定生活介護等を行った場合に、１日の延長支援に要した時間に応じ、算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。  (二)　個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は８時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。  (三)　延長時間帯に、障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１名以上配置していること。 | 平18厚告523  別表第6の11の注  平18厚告551の二のホ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算有の場合  延長１時間未満  延長１時間以上 | 適  否  該当なし |
| 13　送迎加算 | （１）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎」の1に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。  （２）（１）に定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。  ◎厚生労働大臣が定める送迎（平成24年平成24年厚生労働省告示第268号）一  イ　送迎加算（Ⅰ）  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  （１）　指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定障害福祉サービス基準第93条の2に規定する共生型生活介護（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う事業所又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。  　（２）　原則として、当該月において、1回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用していること。  　（３）　原則として、当該月において、週3回以上の送迎を実施していること。  ロ　送迎加算（Ⅱ）  　　イの（１）の基準に適合し、かつ、イの（２）又は（３）に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑮　送迎加算の取扱いについて  報酬告示第６の12の送迎加算については、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については、原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし、事業所ごとに送迎が行われている場合など、都道府県知事が特に必要と認める場合についてはこの限りではないこと。  (二)　報酬告示第６の12の送迎加算のうち、送迎加算(Ⅰ)については、当該月において、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。  また、送迎加算(Ⅱ)については、当該月において、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。  (ア)　１回の送迎につき、平均10人以上（ただし、利用定員が20人未満の事業所にあっては、１回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上）の利用者が利用  (イ)　週３回以上の送迎を実施  なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。  (三)　指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定共同生活援助事業所等」という。）と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても、対象となること。  (四)　送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが、利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。  (六)　「これに準ずる者」とは、区分４以下であって、第543号告示別表第2に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者又は喀痰吸引等を必要とする者とする。 | 平18厚告523  別表第6の12  の注1  平24厚告268の一  平18厚告523  別表第6の12の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定有の場合  加算（Ⅰ）  加算（Ⅱ） | 適  否  該当なし |
|  | （３）平成24年厚生労働省告示第268号「厚生労働大臣が定める送迎」の１のハに定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。  ◎厚生労働大臣が定める送迎（平成24年平成24年厚生労働省告示第268号）  ハ　介護給付費等単位数表の第６の送迎加算の注３の厚生労働大臣が定める送迎  指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、指定生活介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑮　送迎加算の取扱いについて  (五)　同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第６の12の注２の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 | 平18厚告523  別表第6の12  の注3 |  |  | 適  否  該当なし |
| 14　障害福祉サービスの体験利用支援加算 | （１）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)及び障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に加えて算定しているか。  ①　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合  ②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  （２）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定しているか。  （３）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑯　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについ　て  (一)　報酬告示第６の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。  ア　体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合  イ　以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  (ⅰ)　体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  (ⅱ)　体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等  (ⅲ)　利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助  なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。  また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。 | 平18厚告523別表第6の13の注1  平18厚告523別表第6の13の注2  平18厚告523別表第6の13の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定有の場合  加算（Ⅰ）  加算（Ⅱ） | 適  否  該当なし |
|  | （４）障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)又は障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等が、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」2のチに適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算しているか。  ◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年9月29日厚生労働省告示第551号）  ６　指定生活介護等の施設基準  チ　介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準  指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑯　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて  (二)　障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、１日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。 | 平18厚告523別表第6の13の注4 |  |  | 適  否  該当なし |
| 14-2　就労移行支援体制加算 | 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（就労定着者）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑰　就労移行支援体制加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第６の13の２の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援Ａ型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。  なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。  (二)　注中「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。 | 平18厚告523別表第6の13の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 15　福祉・介護職員処遇改善加算  ＜居宅介護準用＞ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。)が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  ①　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　2から14の2までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の61に相当する単位数)  ②　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　2から14の2までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の44に相当する単位数)  ③　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　2から14の2までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の25に相当する単位数)  ◎厚生労働大臣が定める基準　18  第2号の規定を準用する。  ２　介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (２)　当該指定生活介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定生活介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。  (３)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (４)　当該指定生活介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (５)　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  (６)　当該指定生活介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。  (７)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (一)　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  (二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (三)　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  (四)　(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (五)　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  (六)　(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (８)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。  (２)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること  　。  ◎留意事項通知第２の２の（６）  ⑱　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  報酬告示第６の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（１）  ㉑　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月25日付け障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。 | 平18厚告523別表第6の14の注  平18厚告543の十八（同二準用） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  （Ⅰ）  （Ⅱ）  （Ⅲ）  該当なし | 適  否  該当なし |
| 16　福祉介護職員等特定処遇改善加算  ＜療養介護準用＞ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)　２から14の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数)  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)　２から14の2までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数)  ◎厚生労働大臣が定める基準  19　介護給付費等単位数表第6の15の注の厚生労働大臣が定める基準  第17号の規定を準用する。  17　介護給付費等単位数表第5の7の注の厚生労働大臣が定める基準  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (一)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。  (二)　当該指定生活介護事業所(介護給付費等単位数表第5の1の注1に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。  (三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。  (四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。  (２)　当該指定生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  (３)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (４)　当該指定生活介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (５)　生活介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。  (６)　生活介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (７)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。  (８)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 | 平18厚告523別表第6の15の注  平18厚告543の十九（同十七準用） | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  （Ⅰ）  （Ⅱ）  該当なし | 適  否  該当なし |
| 17　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  ＜居宅介護準用＞ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、２から14の２までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎厚生労働大臣が定める基準　19の２  第３号の２の規定を準用する。  ◎厚生労働大臣が定める基準　３の２  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | 平18厚告523  別表第６の16の注  平18厚告543の19号の２ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  有り  無し | 適  否  該当なし |